

(利用者の皆様へ)

令和3年6月1日

## 北海道における「緊急事態措置の延長」について

<北海道商工会議所連合会>

緊急事態宣言の延長に伴い、北海道における「緊急事態措置」が6月1日(火)～6月20日(日)まで、延長されることとなりました。

本キャンペーンはこの措置に沿って運用しますので、利用者皆様におかれましては、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 期間 令和3年6月1日(火)から6月20日(日)まで

2. 対象区域 (1) 特定措置区域(10市町村)

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

(2) 措置区域(上記以外の169市町村)

3. 要請内容 ※本キャンペーンに係る業種・箇所のみ抜粋しています

#### 特定措置区域 ※上記2：対象区域(1)の10市町村

道民・道内滞在者への要請

- ◆不要不急(※)の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。  
加えて、特に日中、週末の外出を控える。  
(※)具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える
- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える

飲食店等への要請

- ① 酒類 又は カラオケ設備を提供する飲食店、  
飲食店営業許可を受けている結婚式場 等  
※利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店  
を含む  
※酒類 及び カラオケ設備の提供を取りやめる場合  
を除く

休業要請

- ② 左記①以外の飲食店  
※宅配・テイクアウトを除く

時短要請  
(営業時間は5時から20時まで)

上記①・②共通

◆次の感染防止対策を実施する

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

◆業種別ガイドラインを遵守する

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人又は50%のいずれか小さい方）で開催すること（協力依頼）

※詳しくは、下記：北海道ホームページ「緊急事態措置の概要」をご確認下さい。

措置区域 ※上記2：対象区域（2）の169市町村

◆不要不急（※）の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。  
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

（※）具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える

◆「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える

全ての飲食店、飲食店営業許可を受けている結婚式場 等

① 営業時間 5時から20時まで

② 酒類の提供 11時から19時まで

（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）

③ 業種別ガイドラインの遵守

④ 飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。

追加措置

※詳しくは、下記：北海道ホームページ「緊急事態措置の概要」をご確認下さい。

●緊急事態措置の概要

北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kinnkyuusoti.pdf>